回答様式(高速自動車国道の料金割引に関する意見について)

「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速 自動車国道の料金割引の考え方(案)」に関する下記の各項目について、ご意見を ご記入下さい。

都道府県・政令市名

大阪市

- 1. 料金割引の基本的方向性
- (1) 割引の還元のあり方
- (2) 割引率や対象時間の考え方
- (3) 割引対象車両について
- (1)割引の還元のあり方について

割引は、利用者の利便性を高めるとともに高速自動車国道の有効活用と利用促進が図られるものとする必要があり、その考えに基づき、利用者の負担額に応じた負担軽減などの割引を考えるべきである。

また、類似の既存割引制度の見直しについては、利用者の利便を損なわないよう、そのメリットを享受していた利用者が新制度へ移行することを前提とする必要がある。

(2) 割引率や対象時間の考え方

高速自動車国道の有効活用と利用促進を図ることが必要であり、その考えに基づき、弾力的な料金割引を考えるべきである。

(3)割引対象車両について

ETC 車両のみを対象とすることについては、そのメリットを享受していた利用者が新制度へ移行することを前提とする必要があり、二輪車やクレジットカードを持てない利用者への対応など、全ての利用者が ETC を利用することができるようにするべきである。

2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方

新たな大口利用者対象割引のあり方については、公団や新会社の経営の安定化を図りながら、一般利用者が不公平感を抱かないような制度とする必要がある。

3. 具体的な割引内容(案) (1)割引内容(案) (2)割引結果						
(1)割引内容(案)及び(2)割引結果						
割引は、利用者の利便性を高めるとともに高速自動車国道の有効活用と利用促進が図られる						
ものとする必要があり、その考えに基づき、利用者の負担額に応じた負担軽減などの割引を考						
えるべきである。						
4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し						
継続的な見直しにあたっては、利用者の混乱を招かないよう、適時適切に行う必要があると考え						
一個別のな光色とにめたうでは、利用台の底面を指がないよう、週時週刻に行う必要がめると考え						
る。						

2	M	ДH	M		
	U)		v	意	ూ

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

大阪市域の自動車専用道路ネットワークは阪神高速道路により構築されているが、阪神高速道路 における利用者の利便性向上とそれによる利用促進及び有効活用が図られ、公団及び新会社の収入 が減少することのないよう、高速自動車国道と阪神高速道路の料金体系の連続性などについても今 後検討していく必要があると考える。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。